

いただきへの、はじめり 富士市

(河川占用等)町内会長・区長の確認書の省略について

河川占用・河川土木工事の申請に添付をお願いしていた「町内会長・区長の確認書」について、次のように試行を行います。

試行期間 令和7年11月1日 から 令和9年3月31日

- ・河川占用・河川土木工事の申請には、町内会長・区長の署名(又は押印)のある確認書の添付は不要とします。
- ・用水委員がいる地区での工事には、今まで通り確認書の添付が必要です。
- ・工事に関する周辺住民等への説明は、占用者・施工者の責任で行う必要があります。
- ・工事により水路の止水・減水が発生する場合などは、町内会長・区長に事前説明をするよう市が指導する場合があります。

試行にあたり、添付書類の様式に変更があります。新様式を市のwebサイトからダウンロードしてください。

ご不明な点は、建設総務課土木管理担当(0545-55-2818)までお問い合わせください。

※道路の交通規制に関する町内会長の承諾書とは別件となります。ご注意ください。